

尾花沢市国土利用計画

はじめに	1
第1章 国土の利用に関する基本構想	2
第1節 国土利用の基本方針	2
第2節 利用区分別の国土利用の基本方向	3
第2章 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	6
第1節 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	6
第2節 地域別の概要	7
第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要	9
第1節 土地利用に関する法律等の適切な運用	9
第2節 地域整備施策の推進	9
第3節 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保	9
第4節 土地利用転換の適正化	9
第5節 土地の有効利用の促進	10
第6節 国土利用に関する市民意識の高揚	11
資 料 編	12
1 計画における地域区分	13
2 計画における主要指標	14
3 国土の利用区分の定義	15
4 人口等の推移と目標年次における想定値	16
5 利用区分ごとの国土利用の推移	17
6 利用区分ごとの国土利用の規模の目標	18
7 人口などを基礎とした用地原単位の推移	19
8 土地利用転換表	23

はじめに

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 2 条に定められた国土利用の基本理念に即し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。

計画の策定にあたっては、国土利用計画法第 8 条第 2 項に基づき、山形県国土利用計画を基本とし、尾花沢市における国土に関し、土地の有効利用と無秩序な開発の抑制について必要な事項を定めるものです。

さらに、第 7 次尾花沢市総合振興計画「ひとが活きる みらい尾花沢 しあわせプラン」の基本構想に即して定められ、本市の目指す将来像「このまちでともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現のため、尾花沢市全域の土地利用の指針を示すものです。

第1章 国土の利用に関する基本構想

第1節 国土利用の基本方針

1 本市の概況

本市は山形県の北東部に位置し、東は奥羽山脈で宮城県仙台市、加美町などに接し、南は東根市、西は村山市、大石田町、北は最上町、舟形町に接しています。東西に約25km、南北に約33km、面積は372.53km²です。

地勢は、東部及び南北地域は奥羽山脈に連なる起伏に富んだ山地、西部は出羽丘陵の山並みが連なり、尾花沢盆地を形成しています。気候は、年間の寒暖の差が大きく、四季の移り変わりが明瞭です。平野部でも積雪深が2mに及ぶ全国有数の豪雪地帯でもあり、飛騨の高山、越後の高田と並び出羽の尾花沢として「日本三雪の地」と称され、歴史と文化が息づく街並みと美しい雪景色を眺望することが出来ます。

道路・交通網は、市域の西部を国道13号が南北方向に縦断し、山形市及び新庄市と結んでいます。また、国道347号が市域の中心を東西に横断し、宮城県大崎市及び寒河江市方面と結んでいます（冬期は夜間規制）。鉄道はJR奥羽本線が市域の北西部を南北方向に縦断しており、芦沢駅があります。また、山形新幹線の最寄り停車駅は大石田駅です。

2 現状と課題

基準年次となる令和元年山形県統計年鑑では、本市の面積372.53km²のうち、森林が71.3%、農用地が14.4%、宅地が1.7%、その他が7.6%となっています。

近年の土地利用の動向をみると、農地が減少し、宅地や道路等への土地利用転換が進むとともに、荒廃農地が増加しています。宅地については、都市計画用途地域内を中心に開発が進んでいます。道路については、東北中央自動車道等の大規模な道路は農地からの転換が行われ、令和4年に東北中央自動車道の東根北IC～村山本飯田IC間が整備されることで、尾花沢～福島間が東北中央自動車道で繋がります。将来的には新庄北IC以北も整備され、広域交通網が強化されていきます。

地価については、地域経済の低迷や人口減少により土地需要は弱含みで推移していることなどから、下落が続いています。

全国平均及び県平均の推移を上回る少子高齢化や人口減少により、市街地や農村地域においては、空き家、空き店舗、空き地及び荒廃農地が増加しており、土地所有者の有効活用に向けた取り組みとともに、地域が一体となった取り組みが必要とされています。

国内において外国資本による森林買収が行われており、森林の乱開発・荒廃を防止し、水源かん養機能等を持つ本市の重要な水源林の保全が必要となっています。

今後の土地利用の課題としては、少子高齢化に対応したコンパクトで暮らしやすい「市街地整備」、高速道路網の整備進捗とあわせた「国道 347 号の 24 時間通年通行による広域交流基盤の整備」、「農業の担い手確保や農地の集積・集約化による荒廃農地の拡大防止」、「重要水源林の保全」、徳良湖周辺整備マスタープランに基づいた「徳良湖周辺の環境整備」、ゼロカーボンシティの実現に向けた「再生可能エネルギーの活用」等が必要です。

さらに、基本的条件である人口・世帯数の変化、市民ニーズの多様化・高度化、克雪対策、防災対策なども今後の土地利用に大きく影響を与えるものと予想され、計画的かつ適切に対処していく必要があります。

3 国土利用に関する基本方針

土地は、将来にわたって限られた公共の資源であるとともに、市民生活や産業振興などの共通の基盤であり、土地利用のあり方は、本市が暮らしやすい持続可能なまちづくりを進めるために重要なものです。

第7次尾花沢市総合振興計画「ひとが活きる みらい尾花沢 しあわせプラン」に掲げた将来像「このまちでともに生きる しあわせな時を刻むまち尾花沢」の実現に向け、計画的なまちづくりが進められるよう、次のような基本方針のもとに土地利用を推進していきます。

これからのまちづくりにおける地域構造は「豊かな自然環境と調和し、生涯にわたって暮らしやすさを実現できる持続可能なまち」といえます。この基本的な考え方を踏まえ、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①安全・安心な生活空間の確保②快適な市街地環境の形成③産業機能の集積④田園風景と魅力ある景観の保全⑤自然環境の保全と観光交流の推進⑥生活基盤となる交通ネットワークの充実 |
|---|

第2節 利用区分別の国土利用の基本方向

1 農用地

農用地は、食料生産のみならず、生活にうるおいを与える田園景観の一部として、生活環境や自然環境の保全に極めて重要な役割を果たしています。

今後は、優良農地の保全を基本に、農業生産基盤や農村集落環境の整備充実、荒廃農地等の拡大防止に努め、農地の持つ多面的機能を重視し保管理を進めます。また、生産基盤としてだけでなく、農村風景の保全と生活環境に配慮した活用を目指します。

2 森 林

森林は、水系に沿って集落が立地している本市の基盤となるものです。

本市の森林は、生産機能を中心とした経済林区域である里山部と、災害防止、水源かん養機能を中心とした非経済林区域である奥山部とに二分することができます。

経済林区域は、製材原料と特用林産物の生産域として生産基盤の整備を進めるとともに、森林を保全しつつ生活に身近な緑の空間として環境教育、レクリエーション、憩いの場としての活用など総合的利用に努めます。

非経済林区域は、水源地域であるとともに多様な動植物の生息区域でもあります。したがって、豊かな自然を体験・学習する場として位置付けるとともに、次世代へ引き継ぐ貴重な資源として保護していきます。

3 水面・河川・水路

ダムやため池、湖沼などは、農業用水としての活用だけでなく、防災上も重要な役割を担っており、機能の増進と保全に努めます。また、市民生活に潤いを与える親水空間としても活用していきます。

河川については、氾濫のおそれがないように地域の安全性を確保するとともに良好な河川環境を維持し、快適な親水空間を創出していきます。また、流雪溝用水としての水利権の取得を目指します。

水路については、農業用排水や防火用水等としての利用だけでなく、克雪対策を進める上でも流雪溝としての整備・利用を図り、適正な管理に努めます。

4 道 路

道路は市民生活の利便性や地域間交流の拡大、経済活動の活性化を支える重要な都市基盤です。

このため、高速道路をはじめとする主要幹線道路については、各拠点を繋ぐネットワークの強化と整備を図り、市民生活と経済活動の広域化に対応します。

生活道路については、豪雪地帯という本市の特性を踏まえ、雪道でも緊急車両が通れるよう改良を進めるほか、防雪柵、流雪溝、カーブミラーなどの交通安全施設を整備します。さらに、歩道の段差解消など、誰もが安全安心で快適に暮らし続けられるようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

農林道については、生活環境や農林産物の生産性の向上を図り、農用地や森林の適正な維持管理に努めます。

5 宅 地

移住・定住を促進し人口減少に歯止めをかけるためには、雪国での快適な生活環境づくりが必要です。

住宅地については、都市計画区域内において宅地分譲を進め、農山村地域では、農振区域と調整を図りながら適正な宅地の確保に努めます。また、豪雪地帯である本市の特性を踏まえ、流雪溝の面的整備・流雪溝管理委員会の

育成など雪に強い市街地づくりを進めます。

6 工業用地

工業用地については、尾花沢 IC に隣接する交流拠点の強みを活かしながら必要な用地を確保し、工業の高度化と施設の集積化を進め、就労環境を整備します。

7 その他

文教施設、福祉・医療施設、公園緑地、生活関連施設、スポーツ・レクリエーション施設などの市民生活に欠くことのできない公共・公益施設については、公共施設等総合管理計画に基づきながら環境に配慮し、住民が使いやすく、交流拠点さらには災害時の避難拠点となり得るよう計画的な整備に努めます。廃校施設などの空き公共施設についても、他用途への転用を検討するほか、老朽化により再利用が不可能な施設については適正な処分を行います。

第2章 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

第1節 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- 1 計画期間は令和3年度から令和12年度とします。
- 2 国土の利用に関する基礎となる人口数については、第2期尾花沢市人口ビジョンで、令和7年では14,000人、令和12年には12,000人程度と想定しています。
- 3 国土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とします。
- 4 国土利用の基本構想による令和7年及び令和12年における利用区分毎の目標は、次表のとおりとします。

利用区分	令和元年 (ha)	令和7年 (ha)	令和12年 (ha)	構成比(%)			増減率(%) (12/元)
				令和元年	令和7年	令和12年	
農用地	5,360	5,335	5,320	14.4	14.3	14.3	△0.7
農地	5,360	5,335	5,320	14.4	14.3	14.3	△0.7
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0
森林	26,563	26,563	26,563	71.3	71.3	71.3	0
原野	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	916	916	916	2.5	2.5	2.5	0
道路	945	945	945	2.5	2.5	2.5	0
宅地	625	639	651	1.7	1.8	1.8	4.2
住宅地	351	363	373	0.9	1.0	1.0	6.3
工業用地	19	20	21	0.1	0.1	0.1	10.5
その他の宅地	255	256	257	0.7	0.7	0.7	0.8
その他	2,844	2,855	2,858	7.6	7.6	7.6	0.5
合計	37,253	37,253	37,253	100	100	100	0

注1：道路は一般道路及び農林道である。

注2：その他には、公共・公益施設用地やレクリエーション用地を含む。

注3：宝栄牧場は農地に含む。

注4：目標値については、尾花沢市の統計を参考に算出している。

第2節 地域別の概要

国土の総合的かつ計画的な利用を促進し、誰もが安心して住み続けられる生活基盤づくりを進めていくためには、地域ごとの条件・特性を生かした振興策が必要です。そこで、土地利用の現況のほか、自然的、社会的、歴史・文化的諸条件から、次の3地域に区分します

地域区分	地域に含まれる地区
西部地域	尾花沢地区（一部）、福原地区（一部）
中部地域	尾花沢地区（一部）、福原地区（一部）、宮沢地区（一部）、玉野地区（一部）、常盤地区（一部）
東部地域	福原地区（一部）、宮沢地区（一部） 玉野地区（一部）、常盤地区（一部）

1. 西部地域

この地域は、国道13号が南北に縦断し、東北中央自動車道についても令和4年に尾花沢市から福島県まで開通されます。さらに、東西に横断している国道347号は通年通行が実現するなど広域交通網の強化が進んでおります。また、官公署、商業、産業流通地域などが集まる地域となっているため、土地の高度利用を図る必要があり、幹線道路の整備や土地区画整理事業、宅地分譲などが行われています。

市民の憩いの場である徳良湖や尾花沢運動公園周辺については、広域交流の拠点となることから、交流人口拡大のための環境整備を進めます。また、「鈴木清風」と「芭蕉十泊のまち」を活かした「芭蕉、清風歴史資料館」、「養泉寺」などの周知を図り、適切な保護と保存に努め観光資源としても活用していきます。さらに、尾花沢北ICに隣接する道の駅尾花沢「花笠の里ねまる」は、交流人口拡大や情報発信を図るための拠点の一つとなっています。福原工業団地については、新たな産業誘致に取り組むとともに、既存企業の技術力向上と連携強化を進め、交通拠点の強みを活かした取引の拡大に努めます。

近年、隣接市町までを商圈とする店舗の立地が進む国道13号以西の区域については、周辺の環境と調和した適切な土地利用の指導・調整を図ります。また、地域内の豊富な自然エネルギー資源を活用するほか、再生可能エネルギー施設整備に関する適切な誘導に努めます。

2. 中部地域

この地域は、丹生川をはじめとする各河川に沿って農地が広がるとともに多くの集落が点在しています。ほ場整備事業等による優良な農地があり、農業を基幹産業とする本市産業の礎となっています。特に、尾花沢すいかは夏すいかの生産量日本一を誇ります。今後、土地利用による大きな転換は見込まれないものの、農業の低迷や担い手不足から条件不利地を中心に

荒廃農地が拡大しており、農地の集積・集約化や次代を担う若手農業者の育成やスマート農業技術の普及など農業を柱とした産業の振興により、農地の保全に努めます。

畜産業も盛んであり「尾花沢牛（雪降り和牛尾花沢）」のブランド力を高める一貫性体制を目指し、地理的表示（GI）保護制度の取得を契機に国内外に販路の拡大を目指します。今後も畜舎増設などの規模拡大が予想され、建設地選定に係る適切な誘導・指導を行っていきます。

銀山温泉や花笠高原などの観光地、国指定史跡延沢銀山遺跡などの広域交流拠点があり、多くの観光客等が訪れています。今後は、交流人口拡大のため、美しい景観を損なわず、周辺の自然と調和した環境整備に努めます。また、地域内の豊富な自然エネルギー資源を活用するほか、再生可能エネルギー施設整備に関する適切な誘導に努めます。

市内に広く集落が点在する本市の地理的特徴により、集落間を結ぶ幹線道路等の整備が進められていますが、集落内の生活道路も含め、緊急車両が通行できるよう整備する必要があります。地区住民の協力を得ながら改良を進めるとともに、流雪溝や防雪柵などの克雪対策を推進し、暮らし続けられる農村集落の環境を整備します。

中部地域の北・東・南の外縁部は植林による経済林やレクリエーション機能を持った人と自然の共生林となっています。今後は、林産物の供給や自然レクリエーション機能の向上など、森林の調和のとれた保全と利用を進めていきます。

3. 東部地域

この地域は、国有林や御所山県立自然公園などがあり、水資源のかん養や土砂流出防止、二酸化炭素吸収などを通して、自然環境の保全に重要な役割を果たしています。本市の水道や農業用水など多くの水資源は東部地域の重要水源林において育まれており、市民生活や産業を支える重要な基盤として、積極的に保全していきます。

自然環境を損なわないよう留意しながら御所山等への登山者の受け入れ環境の整備を進め、自然レクリエーションの場として活用していきます。また、山刀伐峠の歴史の道の整備を継続し、「芭蕉十泊のまち」を活かした交流人口の拡大を目指します。

宝栄牧場における風力など豊富な再生可能エネルギーの賦存が認められる地域においては、周辺地域の自然環境との調和に配慮しながら再生可能エネルギー施設整備の誘導を図ります。

第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

第1節 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用に努めます。したがって、土地利用に関連する関係法の各計画についても、必要に応じ見直しをしていきます。

第2節 地域整備施策の推進

観光や産業の振興、地域防災機能の向上にもつながる東北中央自動車道の整備促進や国道347号の24時間通年通行の実現など、ミッシングリンクの早期解消に向け取り組むとともに、尾花沢IC周辺整備による観光交流人口の拡大と産業振興の基盤形成を目指します。

働く場の確保のため、工業団地の立地状況を考慮しながら、産業用地の確保について検討します。

銀山温泉、徳良湖、花笠高原、道の駅等の広域交流拠点については、交流人口拡大のために、受け入れ環境の向上を図ります。

これらの整備にあたっては、地域の持つ特色を最大限に生かし、活力に満ちた地域づくりに配慮しながら進めます。

第3節 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

自然環境の保全、歴史・文化風土の保全、公害の防止、豊かな水と田園風景の保全等を図るため、関係各法令に基づいた規制区域の総合的調整により土地利用の適切な誘導を図ります。

市民の生命と財産を守るため災害防止対策を推進し、土砂災害の防止と森林の有する土地の保全機能の維持に努め、開発行為においては、市民生活に悪影響を及ぼさないように水質の悪化・水量の減少など配慮しながら適切な配置・誘導を進めます。

第4節 土地利用転換の適正化

1 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、優良農地の保全と地域農業に及ぼす影響に留意し、市街地や工業団地の拡大などに際しては、計画に基づいた調整を行い、農地転用許可制度等の適切な運用を図ります。

市街地においては、土地利用の混在による弊害を防止するため、農用地、宅地等の用途を示し、土地利用の集約化を進めるとともに、低利用にある宅地の利活用を促進します。

2 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、林業経営の安定に留意するとともに、災害防止、水源かん養機能、多様な動植物の生態系に十分配慮します。

3 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換にあたっては、各種土地利用計画との整合性を図り、利用又は開発に伴う諸問題について指導・助言等を行います。

第5節 土地の有効利用の促進

1 農用地

農用地については、農地中間管理機構を中心とした農地の集積・集約化を促進し、効率的な農用地の利用を進めます。また、農用地と宅地等における土地利用の混在が生じないように努め、農業上の利用を確保するとともに、農用地の保全に向けて、荒廃農地の再生や担い手の確保に努めます。

2 森林

森林については、木材生産等の経済的機能、水源かん養、災害防止及び自然体験学習の機能等の公益的機能を総合的に発揮できるよう、尾花沢市森林整備計画に基づき「植える→育てる→伐採する（使う）→植える」という健全な森林サイクルの維持に努めます。また、水環境保全条例に基づき、市民共有の財産である水源林の保全に努めます。さらに、ゼロカーボンを目指すためにも周辺環境との調和を図りながら、再生可能エネルギー施設整備の誘導を図ります。

3 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、災害の防止や克雪対策等の水需要に対処するため河川改修や流雪溝等の整備を推進するとともに、徳良湖や丹生川ふれあい広場など、水辺空間のレクリエーション、公園的利用を推進します。

4 道路

道路については、生活・生産基盤としての一般道路、農道、林道の整備はもとより、東北中央自動車道、国道号、山形新幹線等の高速交通網の便益性が得られるアクセス道路や、冬期間でも緊急車両が通行可能な道路を整備します。また、国道347号の24時間通年通行の実現を関係機関に働きかけます。

5 宅 地

住宅地及びその他の宅地については、都市計画事業、宅地分譲事業、流域関連公共下水道事業等により、快適な居住空間を整備していきます。また、既存市街地における狭小路線の改良などにより未利用地の解消を図り、都市の再生を目指します。さらには、空き家の増加を見据え、空き家バンクへの早期登録から空き家の購入につながるよう、空き家に関する支援の充実を図るとともに、発生した空き家に対応するだけでなく、空き家対策セミナーの開催など空き家の発生抑制にも取り組みます。

6 工業用地

工業用地については、福原工業団地への企業誘致を進めます。また、市内企業の連携による地域循環型共同受注体制の構築や企業の育成などを通じて市内企業の強靱化を進め、周辺の土地利用に配慮しながら企業の立地動向に合わせ新たな工業用地の確保について検討します。

7 その他

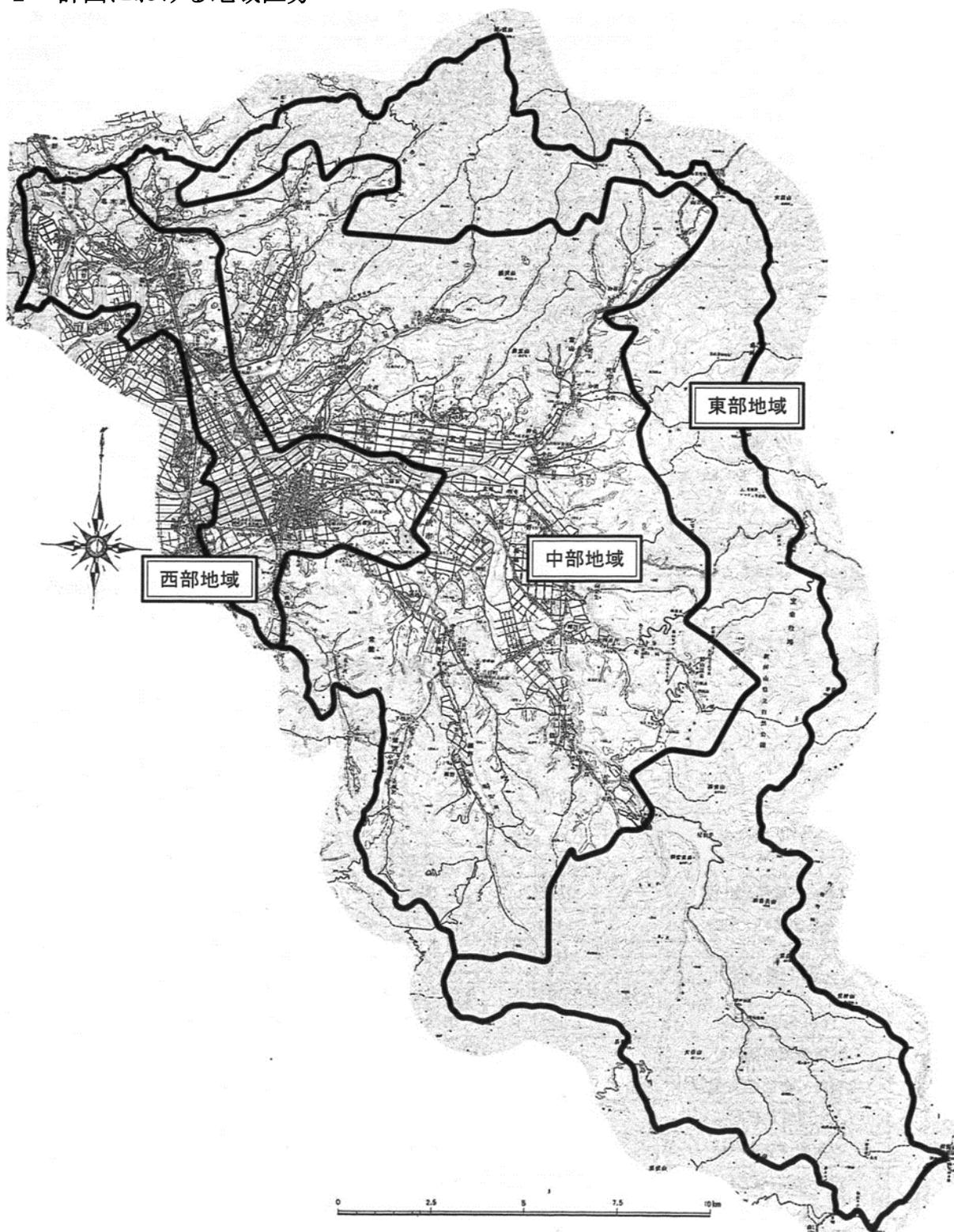
その他、公共施設用地については、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な整備を進め、空き公共施設の他用途への転用及び適正な処分を行います。

第6節 国土利用に関する市民意識の高揚

国土は、現在及び将来における市民の共通の限られた資源であり、生活及び生産活動の不可欠な基盤であることから、国土利用に対する理解を促し、国土利用計画の実効性を高めるため、その趣旨を市民に普及啓蒙します。

資料

1 計画における地域区分



2 計画における主要指標

区 分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
人 口	総人口(人)	23,127	22,010	20,695	18,955	16,953	
	性 別	男(人)	11,222	10,661	9,947	9,138	8,178
		(%)	48.5	48.4	48.1	48.2	48.2
	女(人)	11,905	11,349	10,748	9,817	8,775	
		(%)	51.5	51.6	51.9	51.8	51.8
	年 齢 階 層 別	年少人口(人)	3,812	3,105	2,594	2,176	1,846
		(0~14歳)(%)	16.5	14.1	12.5	11.5	10.9
		生産年齢人口(人)	13,971	12,772	11,667	10,616	8,877
		(15~64歳)(%)	60.4	58.0	56.4	56.0	52.4
	老齢人口(人)	5,344	6,133	6,434	6,163	6,229	
(65歳以上)(%)		23.1	27.9	31.1	32.5	36.7	
人口密度(人/km ²)		62.1	59.1	55.6	50.9	45.5	
世 帯	世帯数(世帯)	5,575	5,562	5,549	5,332	5,109	
	1世帯当たり人員(人)	4.1	3.9	3.7	3.5	3.3	
都 市 化	人口集中地区人口(人)	5,285	5,263	—	—	—	
	人口集中地区面積(km ²)	1.3	1.4	—	—	—	
	DID人口/総人口(%)	22.85	23.91	—	—	—	
就 業 構 造	就業者(人)	12,557	11,871	11,000	9,815	8,995	
	第1次(人)	3,844	3,048	2,756	2,397	1,993	
		(%)	30.6	25.7	25.1	24.4	22.2
	第2次(人)	4,443	4,361	3,573	3,004	2,826	
		(%)	35.4	36.7	32.5	30.6	31.4
	第3次(人)	4,268	4,462	4,657	4,409	4,166	
(%)		34.0	37.6	42.3	44.9	46.3	
分類不能(人)	2	—	14	5	10		
(%)	0.0	—	0.1	0.1	0.1		
経 済	農業粗生産額(億円)	113	105	88	—	—	
	農業生産額(億円)	—	—	—	81	97	
	製造品出荷額(億円)	472	536	340	311	288	
	商品販売額(億円)	286	280	213	—	331	
	(H6)	(H11)	(H16)	—	(H26)		
交 通	自動車保有台数	15,247	16,695	17,006	16,319	15,918	
環 境 保 全 関 係	都市公園面積(ha)	15.3	16.1	16.1	18.1	18.1	
	1人当たりの公園面積(m ²)	6.6	7.3	7.8	9.5	10.6	
	上水道普及率(%)	99.2	99.0	99.2	98.6	99.3	
	下水道普及率(%)	0	0	13.0	26.8	29.8	
そ の 他	歳入総額(百万円)	12,879	13,549	10,883	11,759	13,671	
	歳出総額(百万円)	11,829	12,838	10,681	11,213	12,764	

資料:自動車保有台数は山形県市町村別保有車両数(東北運輸局)、歳入歳出総額は山形県統計年鑑、他は尾花沢市統計

※農業粗生産額は、平成19年以降は市町村を推計単位としていないためデータなし

平成17年以降は、本市において市街地(DID地区)なし

3 国土の利用区分の定義

利用区分	定義	資料等	備考	
1 農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計。	「山形県統計年鑑」		
	(1) 農地 耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含む。			
	(2) 採草放牧地 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。			
2 森林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。			
	(1) 国有林	「山形県統計年鑑」		
	ア 林野庁所管国有林	国有林野法第2条に定める国有林から採草放牧地を除いたもの。		
	イ 官行造林地	旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。		
	ウ その他省庁所管国有林	林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。		
(2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林。			
3 原野	「世界農林業センサス調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積。	「世界農林業センサス調査報告書」「山形県統計年鑑」		
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計。	「山形県統計年鑑」		
	(1) 水面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びに溜池の満水時の水面。		
	(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川、及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。		
	(3) 水路	農業用排水路。		
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	「山形県統計年鑑」		
	(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。		
	(2) 農道	農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。		
	(3) 林道	国有林林道及び民有林林道。		

6 宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。	「山形県統計年鑑」	
	(1) 住 宅 地	「固定資産の価格等の概要調査」の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	「固定資産税の価格等の概要調査」
	(2) 工 業 用 地	「工業統計表(用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	「工業統計表(用地・用水編)」
	(3) その他の宅地	(1)、(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。	
7 そ の 他	市土地面積から上記区分を差し引いた土地。(小学校、中学校、都市公園、市役所等)	「山形県統計年鑑」	
合 計	市土地面積である。	「山形県統計年鑑」	

(注) 単位及び把握方法は次による。

(1) 面積の単位は、ha 未満を四捨五入して ha 単位とする。

また、記号は次のように用いる。

「－」…事実のないもの

「0」…単位に満たないもの

(2) 調査時点は、各年10月1日現在を原則とするが、同時点の数値を把握できない場合は、その前1年間で最新の資料による。

4 人口等の推移と目標年次における想定値

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和2～12年 増減
1 人 口(人)	18,955	16,953	14,971	13,681	12,338	△2,633
2 老 齢 人 口(人)	6,163	6,229	6,232	6,059	5,629	△603
3 義 務 教 育 該 当 年 齢 人 口(人)	1,424	1,251	994	—	—	—
4 世 帯(世帯)	5,332	5,109	4,883	—	—	—

資料：国勢調査、尾花沢市の統計

注1：令和7年及び12年の人口は、第7次尾花沢市総合振興計画による。

5 利用区分ごとの国土利用の推移

利用区分	平成 17 年		平成 22 年			平成 27 年			基準年次(令和元年)		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	増減率 (12/7)	面積 (ha)	構成比 (%)	増減率 (17/12)	面積 (ha)	構成比 (%)	増減率 (21/17)
農用地	5,660	15.2	5,590	15.0	△1.2	5,470	14.7	△2.1	5,360	14.4	△2.0
農地	5,660	15.2	5,590	15.0	△1.2	5,470	14.7	△2.1	5,360	14.4	△2.0
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	26,562	71.4	26,530	71.3	△0.1	26,569	71.3	△0.1	26,563	71.3	0
国有林	16,260	43.7	16,235	43.6	△0.2	16,234	43.6	0	16,228	43.6	0
民有林	10,302	27.7	10,295	27.7	△0.1	10,335	27.7	0.4	10,335	27.7	0
原野	1	0	1	0	0	3	0	200	0	0	△100
水面・河川・水路	960	2.6	960	2.6	0	955	2.6	△0.5	916	2.5	△4.1
水面	208	0.6	208	0.6	0	207	0.6	△0.5	164	0.5	△20.7
河川	492	1.3	492	1.3	0	492	1.3	0	494	1.3	0.4
水路	260	0.7	260	0.7	0	256	0.7	△1.5	258	0.7	0.8
道路	847	2.3	914	2.5	7.9	915	2.4	0.1	945	2.5	3.3
一般道路	475	1.3	544	1.5	14.5	550	1.5	1.1	577	1.5	4.9
農道	301	0.8	300	0.8	△0.3	296	0.8	△1.3	296	0.8	0
林道	71	0.2	70	0.2	△1.4	69	0.1	△1.4	72	0.2	4.3
宅地	581	1.5	613	1.6	5.5	618	1.7	0.8	625	1.7	1.1
住宅地	351	0.9	355	0.9	1.1	351	0.9	△1.1	351	0.9	0
工業用地	22	0.1	23	0.1	4.5	17	0.1	△26	19	0.1	11.7
その他の宅地	208	0.5	235	0.6	13.0	250	0.7	6.3	255	0.7	2
その他	2,621	7.0	2,624	7.0	0.1	2,723	7.3	3.8	2,844	7.6	4.4
合計	37,232	100.0	37,232	100.0	0	37,253	100	0.1	37,253	100	0

資料：山形県統計年鑑 注：宝栄牧場は農地に含む

6 利用区分ごとの国土利用の規模の目標

利用区分	基準年次 (令和元年)		令和7年			令和12年		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	増減率 (元/7)	面積 (ha)	構成比 (%)	増減率 (7/12)
農用地	5,360	14.4	5,335	14.3	△0.5	5,320	14.3	△0.3
農地	5,360	14.4	5,335	14.3	△0.5	5,320	14.3	△0.3
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	26,563	71.3	26,563	71.3	0	26,563	71.3	0
国有林	16,228	43.6	16,228	43.6	0	16,228	43.6	0
民有林	10,335	27.7	10,335	27.7	0	10,335	27.7	0
原野	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	916	2.5	916	2.5	0	916	2.5	0
水面	164	0.5	164	0.5	0	164	0.5	0
河川	494	1.3	494	1.3	0	494	1.3	0
水路	258	0.7	258	0.7	0	258	0.7	0
道路	945	2.5	945	2.5	0	945	2.5	0
一般道路	577	1.5	577	1.5	0	577	1.5	0
農道	296	0.8	296	0.8	0	296	0.8	0
林道	72	0.2	72	0.2	0	72	0.2	0
宅地	625	1.7	639	1.8	2.2	647	1.8	1.3
住宅地	351	0.9	363	1.0	3.4	373	1.0	2.8
工業用地	19	0.1	20	0.1	5.3	21	0.1	5
その他の宅地	255	0.7	256	0.7	0.4	257	0.7	0.4
その他	2,844	7.6	2,855	7.6	0.5	2,862	7.6	0.2
合計	37,253	100	37,253	100	0	37,253	100	100

資料：山形県統計年鑑 注：宝栄牧場は農地を含む
目標値については、尾花沢市の統計を参考に算出している

7 人口などを基礎とした用地原単位の推移

(1) 農用地面積と関係指標の推移と目標

区 分	農 用 地 面 積			人 口 (人)	農 業 就 業 人 口 (人)	人 口 1 人 当 た り 農 用 地 面 積 (a/人)
	農 地 (ha)	採草放牧地 (ha)	農 用 地 (ha)			
平成 22 年	5,590	0	5,590	18,955	2,397	29
平成 27 年	5,470	0	5,470	16,953	1,993	32
令和 元年	5,360	0	5,360	15,332	—	35
令和 7 年	5,335	0	5,335	13,681	—	39
令和 12 年	5,320	0	5,320	12,338	—	43

資料:人口、農業就業人口は国勢調査、尾花沢市の統計
農地面積は山形統計年鑑
令和 7 年及び 12 年の人口は第7次尾花沢市総合振興計画
注:宝栄牧場は農地を含む

(2) 森林面積と関係指標の推移と目標

区 分	森 林 面 積 (ha)	人 口 (人)	市 面 積 (ha)	人 口 1 人 当 た り 森 林 面 積 (ha/人)	市 面 積 に 占 め る 森 林 面 積 の 割 合 (%)
平成 22 年	26,530	18,955	37,232	1.40	71.3
平成 27 年	26,569	16,953	37,253	1.57	71.3
令和 元年	26,563	15,332	37,253	1.73	71.3
令和 7 年	26,563	13,681	37,253	1.94	71.3
令和 12 年	26,563	12,338	37,253	2.15	71.3

資料:人口は国勢調査、尾花沢市の統計
森林面積、市面積は山形統計年鑑
令和 7 年及び 12 年の人口は第7次尾花沢市総合振興計画

(3) 水面・河川・水路面積の推移と目標

区 分	水 面・ 河 川・ 水路面積 (ha)	人 口 (人)	市 面 積 (ha)	人口千人あたり の水面・河川・ 水路面積 (ha/千人)	市面積に 占める水面・河川 水路面積の割合 (%)
平成 22 年	960	18,955	37,232	50.6	2.6
平成 27 年	955	16,953	37,253	56.3	2.6
令和 元年	916	15,332	37,253	59.7	2.5
令和 7 年	916	13,681	37,253	67.0	2.5
令和 12 年	916	12,338	37,253	74.2	2.5

資料:人口は国勢調査、尾花沢市の統計
水面・河川・水路面積は山形県統計年鑑
令和 7 年及び 12 年の人口は第7次尾花沢市総合振興計画

(4) 水面・河川・水路面積の推移

区 分	水 面 (ha)	河 川 (ha)	水 路 (ha)	合 計 (ha)	同左推移 (指数) 100
平成 22 年	208	492	260	960	100
平成 27 年	207	492	256	955	99
令和 元年	164	494	258	916	95
令和 7 年	164	494	258	916	95
令和 12 年	164	494	258	916	95

資料:山形県統計年鑑

(5) 道路面積と関係指標の推移と目標

区 分	道路面積 (ha)	人 口 (人)	市 面 積 (ha)	人口千人あたり 道路面積 (ha/千人)	市面積に占める 道路面積の割合 (%)
平成 22 年	914	18,955	37,232	48.2	2.5
平成 27 年	915	16,953	37,253	54.0	2.4
令和 元年	945	15,332	37,253	61.6	2.5
令和 7 年	945	13,681	37,253	69.0	2.5
令和 12 年	945	12,338	37,253	76.6	2.5

資料:人口は国勢調査、尾花沢市の統計
道路面積、市面積は山形統計年鑑
令和 7 年及び 12 年の人口は第7次尾花沢市総合振興計画

(6) 道路面積の推移

区 分	一般道路 (ha)	農 道 (ha)	林 道 (ha)	農林道計 (ha)	道路合計 (ha)	同左推移 (指数) 100
平成 22 年	544	300	70	370	914	100
平成 27 年	550	296	69	365	915	100
令和 元年	577	296	72	368	945	103
令和 7 年	577	296	72	368	945	103
令和 12 年	577	296	72	368	945	103

資料:山形県統計年鑑

(7) 住宅地面積の推移と目標

区 分	住宅地面積 (ha)	一般世帯数 (世帯)	1世帯当たり 住宅地面積 (m ² /人)
平成 22 年	355	5,332	665.8
平成 27 年	351	5,109	687.0
令和 元年	351	4,883	718.8
令和 7 年	363	—	—
令和 12 年	373	—	—

資料:山形県統計年鑑

(8) 工業用地面積と関係指標の推移と目標

区 分	工場用地面積 (ha)	従業者数 (人)	従業者1人当たり 工場用地面積 (m ² /人)
平成 22 年	23	1,737	132.4
平成 27 年	17	1,549	109.7
令和 元年	19	—	—
令和 7 年	20	—	—
令和 12 年	21	—	—

資料:工場用地面積は山形県統計年鑑

従業者数は尾花沢市の統計

(9) その他の宅地面積の推移と目標

区 分	その他の宅地面積 (ha)	人 口 (人)	1人当たりその他の宅地面積 (m ² /人)
平成 22 年	235	18,955	124.0
平成 27 年	250	16,953	147.5
令和 元年	255	15,332	166.3
令和 7年	256	13,681	187.1
令和12年	257	12,338	208.3

資料:人口は国勢調査、尾花沢市統計
その他の宅地面積は山形県統計年鑑
令和7年及び12年の人口は第7次尾花沢市総合振興計画

(10) 全域面積と関係指標の推移と目標

区 分	全域面積 (ha)	人 口 (人)	人口1人当たり 市面積 (m ² /人)
平成 22 年	37,232	18,955	19,642.3
平成 27 年	37,253	16,953	21,974.3
令和 元年	37,253	15,332	24,297.5
令和 7年	37,253	13,681	27,229.7
令和 12 年	37,253	12,338	30,193.7

資料:人口は国勢調査、尾花沢市統計
全域面積は山形統計年鑑
令和7年及び12年の人口は第7次尾花沢市総合振興計画

8 土地利用転換表

令和元年～令和12年

(単位：ha)

面積増加 → 面積減少 ↓	農地	採草放牧地	森林	原野	河川・水面・水路	道路	住宅地	工業用地	宅地 その他の	その他	合計
農地							22	2	2	14	40
採草放牧地											
森林											
原野											
河川・水面・水路											
道路											
住宅地	22										
工業用地	2										
その他の宅地	2										
その他	14										
合計	△40										

注) 横軸は面積増加、縦軸は面積減少